

貯蓄預金之說明

館書圖京東	
函八三	門新
架五	部〇一
號	類

041206-000-6

特29-329

貯蓄預金之說明

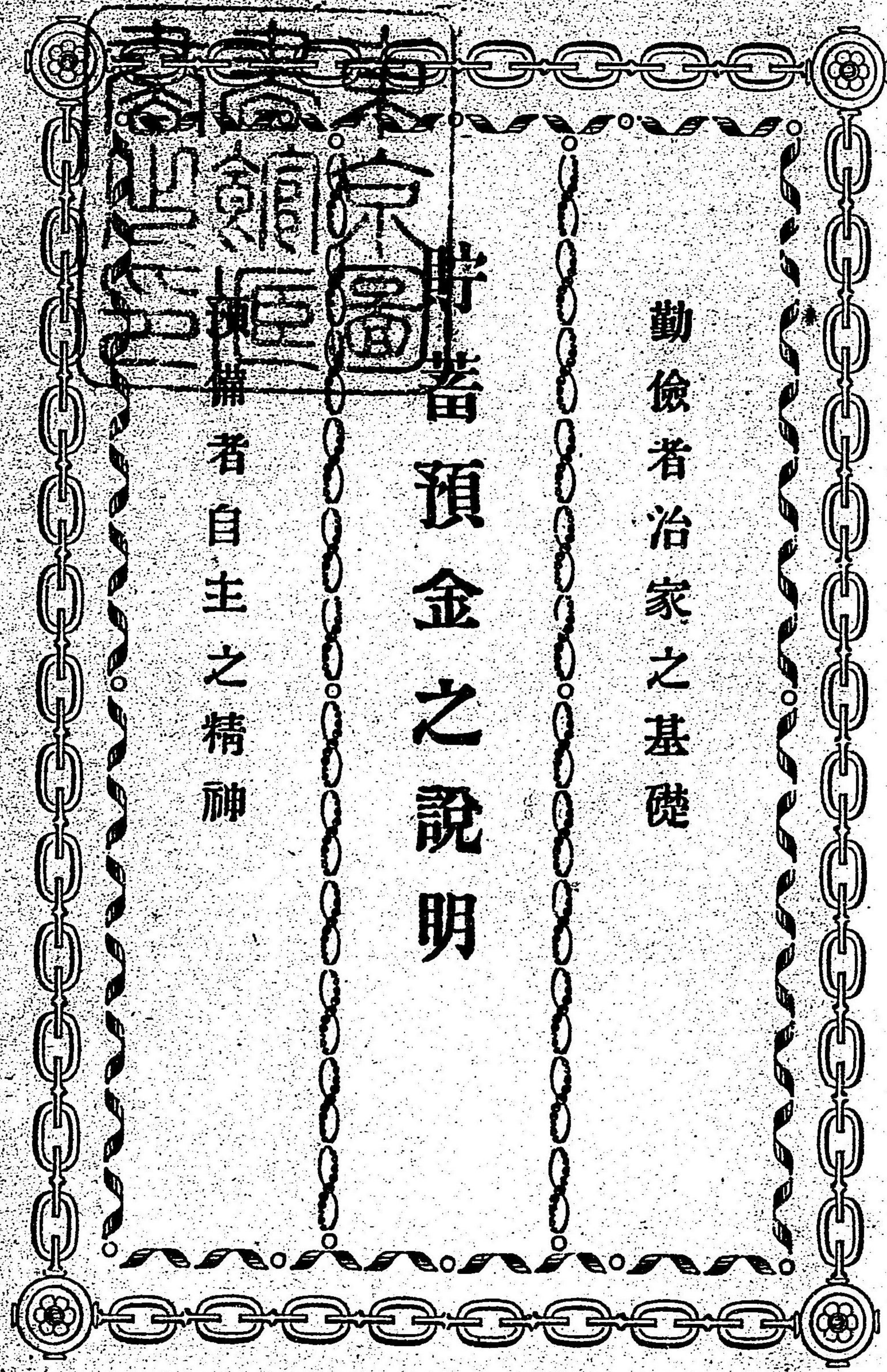
栗原 信近/述

M13.12

BDF-0415



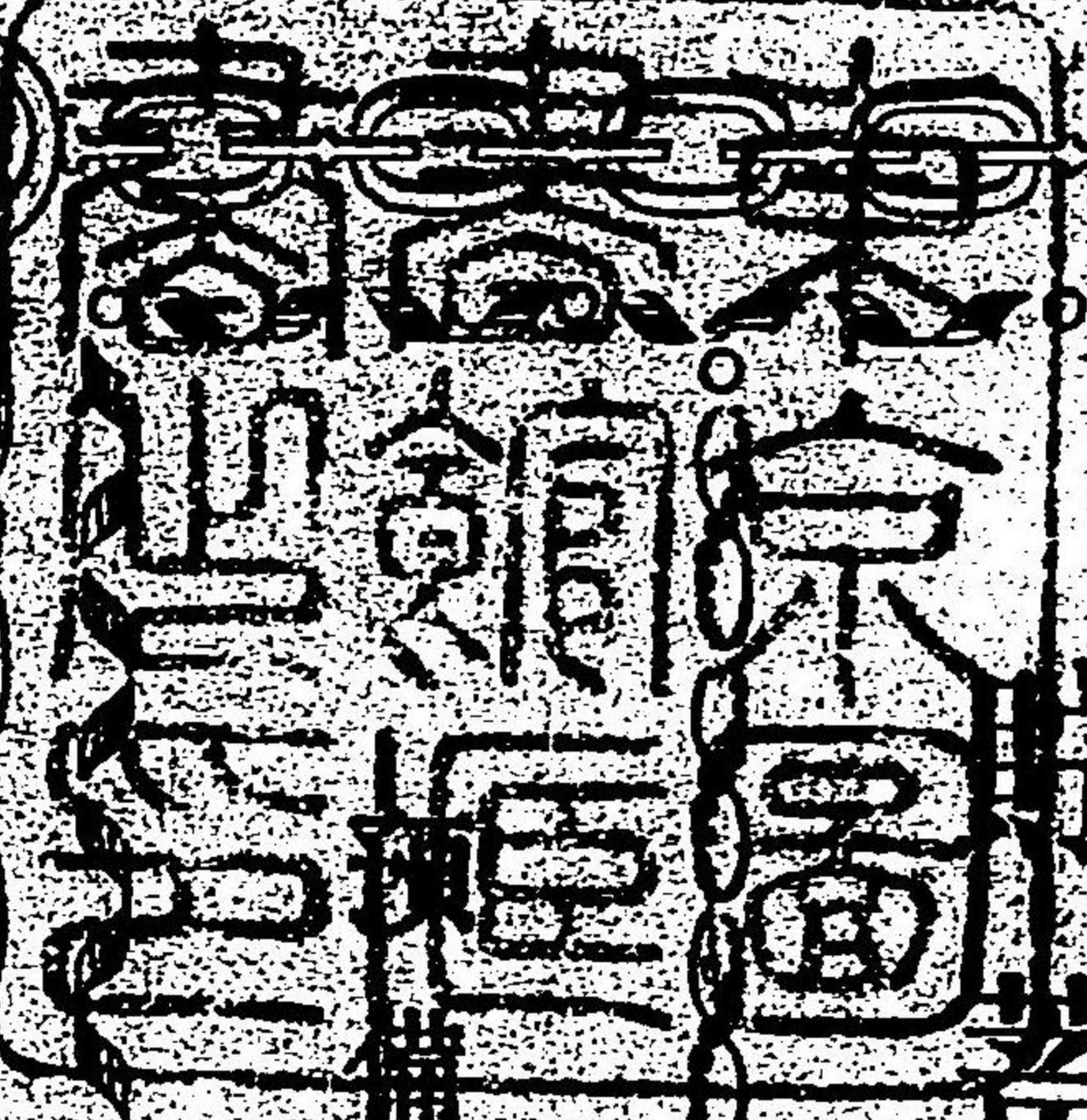




勤儉者治家之基礎

時蓄預金之說明

勤儉者自主之精神





拜呈時下冷氣相増候處愈御清福奉賀候  
陳者貯蓄預金諭告書一篇御贈付有之拜  
讀致候處用意周密懇到實に感服之至に  
奉存候山嶽の高きも一塊の土より成り  
江海の深きも一掬の水より積む貯蓄節  
儉は經濟の要旨に有之候此諭告書一ひ  
出は貯蓄の習慣愈起り他日一大資本と



あり大事業を興せしに至るへきは疑無之  
と存候御懇意にまかせ妾に朱批を加へ  
御返璧致候間御取捨被下度草忙中遷延  
今日に至り多罪の至に候草々頓首

十二月二日 岩崎小二郎

栗原信近殿

貯蓄預金之説明 栗原信近 述

凡そ人此世に生れ苟も父母妻子ありて仰事俯養の欠  
くべからざる以上は分に應じて其生計を營なまざる  
べからざ既に生計を營まざるべからざれば先づ經濟  
の道を講せざるべからざ夫れ一家の經濟と雖も細  
に之を説くときハ其道多端に在て愚輩の能く辨し得  
べき所はあらざ然れども其要は資本と豫備の二途  
あるのみ資本とは人々營業の元手は在て豫備とは不  
慮の災に罹り不時の入費を要するとき之は充つべき  
の備金なり  
歳に豊凶あり人は禍福あるは世界古今の常にして今



年豊熟なるも明年の豊凶を前知する能はる今日無事  
なるも明日の平穩を豫期する能はる故に人若し豫備  
金の設なく一朝不慮の災に遇ふことあれば忽ち資本  
の欠耗を生ぜん資本欠耗するときは營業爲めに多少  
の困難を生じ終に生計の道と失ひ一家の糊口は迫り  
兄弟妻子離散し甚しきは身と溝壑を轉するの慘狀を  
觀るに至らん豈に寒心すべきことならんや愚嘗て之  
を聞くと歐米諸國に於ては一入より一家一國に至るま  
て此豫備の設けおらざるなく殊に其最も美すべく最  
も慕ふべきは小民儲蓄豫け金の盛に行はれ假令他人  
も備役せざる者も雖も身分相應の預け金をなし

不慮の災害を防ぎ獨立を謀るの方便を爲さざるもの  
なく其狀宛も交際上禮式あると一般自然の習慣風俗  
となり其豫備金なきものは教育を受けざる人よりも  
尙ほ賤視せらる假令は他家の雇人とならんとすると  
き預け金なきものは其雇主は信を得る能はざるが爲  
に預け金あるものに比すれば給料の幾分を減せらる  
に程なりと云ふ愚又嘗て之を聞く歐米人か豫備金を  
重し之を保護するの嚴確なる假令は某銀行に五千圓  
の豫備金を預くるものあり其人若し一時三千圓の資  
本あらば眼前に若干の利益を獲らるべき目的あるも  
彼の豫備金を以て之に充てざ必ずや他に抵當を出さ



三千圓の融通を同銀行に要求し若し金融通塞等にて  
銀行其求めに應ぜざるも其人は決して其豫備金を引  
出きて之を使用することなく又豫備金を抵當となし  
て他より借金することもなると云ふ愚案は我國現時  
の景状を視るに維新以來文物制度は日月に改良の  
進み教育運輸金融の道次第に開け人智漸く進み物産  
漸く起り歐米開明國に對峙するの目も將に近きにあ  
らんとす然るに目下最緊要にして一日も忽はすへか  
らざる此豫備儲蓄の未だ行はれざるは實に遺憾と謂  
ふべし世間稀に之を爲すものあるも資本と豫備とを  
識別せざる者か故に徒に自家に儲蓄し之を他に預けず

問は他に預けて儲蓄するものあるも先づ利息の多少  
を論じて其預け先の堅固と否らざるとを穿鑿せよ夫  
れ如此なるを以て或は容易に營業の資本に使用して  
意外の損耗を致す或は盜難火災等に罹り或は預り人  
に濫用せざるも等折角に積立てたる豫備金は終に烟  
散霧消し臍を噛むも猶ほ及ばざるの悔あるもの比々  
是なり此れ其資本と豫備の相異なる所以を識別せざ  
るに依るならん果して如此なれば假令各戸各人其護  
げあるも其効益なかるべし故に眞の豫備儲蓄を爲さ  
んと欲せば先づ其資本と豫備の相異なる所以と其之  
を儲蓄するは之と他に預るの緊要なる所以とを知ら



ざるべからざる蓋を資本と豫備とを區別し細に其利用  
 と推し其生質を考ふれば其相去る霄壤管ならざれば  
 之を識別する強ち難しあらざるべし譬へば資本は用  
 にして豫備は體の如し一は無事平穩の日に於て一身  
 一家の生計を營み幸福を贖ひ快樂を得るの資なり一  
 之に反し萬一不慮の災危に遇ひ進退頗る困難の場  
 合に於て他に頼らざして生計を維持するの具なり資  
 と去ひ具と云ひ其本は一なれども其生質利用を問  
 へば其異なること斯の如し豈之を同一視すべけん  
 其儲蓄方法の如き亦然り容易に消費せざる以上假  
 令自家の庫中に積置くる均なく此れ儲蓄なれば之と

他に預けて儲蓄すると其効敢て異なるなきか如しと  
 雖も決して否とざるものあり試に思へ我腹既に飽  
 きて又食を要せざる時と雖も若し己れが嗜好する  
 食物を齎し來るあらば猶之を食はんとするの慾を起  
 さん儲蓄金の如きも此を手許に蓄へ他は消費すべか  
 らざる期するも現に此を資本に換用せば幾分は利益  
 を得らるべき事あらば人情争か之を便用せざらん況  
 や資本欠乏するときに於てや加之ならん自家は儲  
 蓄するの不利なるは火水盜難の虞あり看守の勞又小  
 少にあらざるなり若し此を政府若くは銀行等各其確  
 實便利とする所に就て預けたらんに前數件の如き



憂い無きのみならず其預金の合せて巨額となり世間  
は流融ちて農工商の資本となり物産繁殖の道を助け  
之を小に立てば一地方之を大に立てば我全國の公益  
を興隆し終に現今第一國家の患難たる輸出入を平均  
し富國の一端を補ふに至るべし果して然らば一人一  
己の儲蓄豫備は獨り一人一己の爲めのみならず國家  
の爲めにも又實に關くべからざるものたり愚曾て歐  
洲各國儲蓄預け金の統計表を閱し政府と銀行と其預  
け高の多寡の比較するに政府の預り高常に其多きに  
居り而して其利子ハ銀行の利子より薄きこと殆んど  
半額に當るものあり如此にして猶預け人の政府に多

八

きは何ぞや是れ只管に其確實を望み利子の厚薄を問  
ふ暇まあらざればなり亦以て彼國人が豫備を重ん  
ぶ之を保護するの嚴確なるを想ふべきなり試みに  
左の歐洲各國貯蓄預金統計表を看よ英國の如き  
英國の如き其人口は我人口の九分と六分の下は居り  
而して預け金則ち人民の豫備は億萬を以て數ふるに  
至る是れ特に政府小民の預け金のみを預りたる額を  
示すものにて此他各人民に於て銀行に會社に各種  
の預け方を爲すもの幾分あるや知るべからず盛なり  
と謂ふへし故に愚は熱心我が國人に向ひ早く歐米諸  
國に此蓄儲預け金の法あるを知らしめ速かに之を實

九



際に施行せんことを企望す嗚呼万物の靈なる人たる  
 て一朝の災厄一歳の凶荒に遇へばとて直ちに饑餓に  
 迫り他人の助けを仰ぐ如き淺間敷有様あらば何の面  
 皮ありて世間に立つべけんや  
 豫備儲蓄の緊要なるは既に前に述べたるが如き今此  
 豫備儲蓄として實際に行はんとするには則ち先づ家  
 産の區別をなすべし家産の區別とは何ぞ身代と區別  
 して分産の法を設くる是なり而して其分産は付最も  
 緊要なる其權衡を得る如何にあり愚請ふ其の大槪  
 を述べん假令は金壹万圓の家産なれば資本は凡其十  
 分の七則金七千圓と爲し家屋什器を其十分の三則金

三千圓と爲し其豫備は寡くなくとも家屋什器價格の半  
 額より少なかるべからず若し其割合甚しく懸隔し或  
 は資本三分にして家屋什器七分に居り豫備の金額家  
 屋什器の十の一二に居る如き不權衡あらば特り豫備  
 の効なきのとならず營業上種々の不都合を生し一家  
 の永續覺束なかるべし何となれば家屋什器は利を生  
 ぜざるのとならず却て其修繕等の爲めは資本より生  
 ずる利益の幾分を費やさるべからず然るは世間往  
 々家屋什器も又資本なりとし不權衡なる美麗の家屋  
 と建營し巨多の什器衣服等を調度する者あれども若  
 し其働きを爲すへき資本小に於て働きを爲さざる家



屋什器等の多きは宛も一家の中勞力するものは獨り  
 主人のみにして徒手坐食するもの多人數なるが如く  
 其収入は常に其出費を償ふ能はざ又水難火災等の變  
 に遇ひ一朝にして家屋什器衣服等を蕩盡することあ  
 りて其豫備は僅々其價格十分の一二に居らは何と以  
 て舊の如く家屋を建營る什器衣服を調度するを得べ  
 けんや是等は其尤も賭易き一端を擧るのみ細に其實  
 際を探究せば其差支蓋し多端なるべしされは前件述  
 る所の方法に準ひ資本豫備の區分其宜きを得て以て  
 一家の經濟に従事せば不幸にして如何なる變災に遭  
 遇するも困窮饑饉に迫るの憂ひなかるべし政府斯に

見る所あるか曩に驛遞局貯金預り所を全國に配置せ  
 られ驛遞局貯金預規則及び貯金預事務取扱方心得書の如きも第十國立銀行貯蓄金  
 預規則と均しく之を卷末に登記せんと欲するも紙數の増加して卷冊の簡便を  
 欠かんと恐るゝと該書の如き豫ねて各地郵便局に備置かる我山梨縣第  
 十國立銀行も亦興産金預り所を各地に置き人々預け  
 金を爲すに便にす則左に其規則を掲げ以て我縣下同  
 志諸君に報せんとす冀がはくは前陳の主旨を了得し  
 之を實際に施行せられよ一身一家の幸福は求めざし  
 て得べきのみならず國家に裨益する亦頗る大ならん  
 是れ愚か熱望に堪へざる所なり



貴翰拜讀仕候陳者貯金法御開設に付要旨一篇御投示被下披閱仕候處諄々之御説明至極俚耳に相通し易く被存候且此貯金之舉は方今必須之事柄にて漸次擴伸仕度候に付折角御唱導有之様祈望仕候右御賛成申上候爲め奉復勿々如斯に御座候不宣

十二月三日

澁澤榮一

栗原老兄

第三行	第四行	第五行	第六行	第七行
各國領壤の 大小	貯蓄預局 の員數	此局總計の預り金高 但し邦金にして	方幾里の内一箇の 預り局ある歟を示 す	方一里の内幾多 の預け金ある歟 を示す
五千七百廿里方	四千八百廿四	二億五千六百八十八万 九千百廿九圓	一里と百分の 十九	四万四千九百十 圓
七百五十二里方	二二三	二千四百廿万二千八百 四十六圓	二里と百分の 廿七	三万二千百八十 六圓
五百九十六里方	百八十二	三百六十五万六千四百 六十三圓	三里と百分の 廿七	六千百三十四圓
六百九十四里方	百二十三	二千九百九万九千二百 九十五圓	五里と百分の 六十四	四万九千九百二十 九圓
六千三百廿六里				



歐洲各國貯蓄預金の統計表

第一行	第二行	第三行	第四行	第五行	第六行	第七行	第八行
歐洲各國の 名稱	次二行の事實 を統計せる歳 次	貯蓄預け主 の員數	預け金の總計高 但し邦金にして	此比例表に要 甲なる人口統 計の歳次	各國民口の員數	各國に在る人民 幾口の内十名 の預け主ある 数を示す	十名の預け 主の預け 金額を固 有する数を 示す
カッソン	千八百六十	二十六万二千 百三十七人	一千八百八十二万五千八 百五十二圓	千八百六十一	二百廿二万五千二 百四十人	八十五人	四半二圓 廿八錢
那耳回	千八百六十五	十六万八千七 百五十八人	一千七百九十二万五 千五百九十一圓	千八百六十五	百七十七万四千四百七 十八人	百一人	百六圓 廿五錢
ハーデン	千八百七十一	十五万四千二 百八十五人	一千二百七十五万五 千二百四圓	千八百七十一	百四十六万五千五百 六十二人	百廿八人	百一十一圓 六十一錢
英吉利斯	千八百七十	四十九万二千 四百三十八人	二億三千八百七十六 万五千八百八十九圓	千八百七十一	三千百六十二万九 千二百九十九人	百六十六人	百廿五圓 五十二錢
瑞典	千八百六十五	四十四万四千七 百廿六人	八百四十四万八千五 百四十五圓	千八百六十七	四百十九万五千六 百八十一人	百七十二人	三十四圓 五十二錢
バイエルン	千八百六十九	廿七万九千八 百七十三人	一千三百九十九万六千六 百八十四圓	千八百六十七	四百八十二万四千 四百廿一人	百七十二人	三十七圓 十五錢
佛蘭斯	千八百七十	二百二万二千二 百廿八人	九千六百七十四万八 千二百六圓	千八百七十二	三千六百一十二万二 千九百一十一人	百七十九人	四十七圓 八十四錢
瓊國	千八百七十一	百三万三千六 百三十六人	一億五千九百九十二 万三千九百九十五圓	千八百七十一	二千二十九万四千 九百八十八人	百九十七人	百五十一圓 八十二錢
普露生	千八百六十五	廿二万九千九 百十三人	六千六百六十一万九百 三十六圓	千八百六十四	一千九百廿五万五 千三百三十九人	二百九人	六十七圓
荷蘭	千八百六十五	七万五千十七 人	三百六十五万六千四 百六十三圓	千八百六十九	三百五十七万九千 五百廿九人	四百七十七人	四十八圓 七十四錢
伊太利亞	千八百六十四	三十九万八千 八百六十二人	三千七百四十万三千 八百圓	千八百六十一	二千二百六十八万 三千五百三十人	五百六十九人	九十三圓 七十八錢
總計		六百四十三万 百三十四人	六億五千五百四十五 万八千四百八十一圓		一億四千八百五万 三千七百八十八人	二百人	八十八圓 三十四錢



歐洲各國貯蓄預局及名預局金統計表

第一行	歐洲各國の	名稱	英吉利	瑞士	佛蘭	普魯	奧國	奧地利	比利亞	比國	通計
第一行	歐洲各國の	名稱	英吉利	瑞士	佛蘭	普魯	奧國	奧地利	比利亞	比國	通計
第二行	統制の	次	千八百七	千八百六	千八百五	千八百四	千八百三	千八百二	千八百一	千八百	
第三行	各國領土の	大小	五千七百廿里五	七百五十三里方	五百九十六里方	六百九十四里方	九千三百里方	九千八百六十二里方	五千三百八十七里方	五千八百八十里方	四萬六千六百六十四方
第四行	貯蓄預局の員數		四千八百四	二千三百	百八十	八百三十	一千八百五十一方五	一千六百九十二方	四百七十三萬四千	五百六十五萬三千	七千八百五十四方
第五行	此局總計の預り金高	但し邦金にして	二億五千六百八十八万	二千四百廿五万三千八百	三百六十五万六千四百	二千九百九十九万二千三百	一億三千三百一十一万五	一億五千六百九十二萬	四億三千七百三十三萬四千	五億六千五百五十六萬三千	八億三千七十九万八千
第六行	方幾里の内一箇の預り局ある數を示		一里と百分の十九	二里と百分の廿七	二里と百分の廿七	五里と百分の六十四	七里と百分の六十二	八里と百分の八十二	二十六里と百分の七十七	四十二里と百分の五十六	五里と百分の十八
第七行	方一里の内幾多の預り金ある數を示す		四万四千九百十	三万二千八百八	六千三百三十四圓	四万九千九百二十	二万四千四百三十三圓	一萬八千八百十四圓	八千百廿七圓	九千六百十八圓	二萬八千七百八十二圓



方	八百三十	千三百五十六圓	六十二	二万四千四十二圓
八 里方	九千八百六十二	一億千六百五十一万五千八百四十二圓	八里と百分の八十二	一萬千八百十四圓
一 里方	五千四百五十二	一億五千六百九十二萬三千九百九十五圓	二十五里と百分の八十四	二萬八千七百八十二圓
七 里方	五千三百八十一	四千三百七十三萬四千三百九十圓	二十六里と百分の七十七	八千百廿七圓
方	五千八百八十里	五千六百五十六萬二千四百七十二圓	四十三里と百分の五十六	九千六百十八圓
方	四萬六千六百六十四	八億二千七十七万九百八十八圓	五里と百分の十八	二萬百八十三圓

山梨第十國立銀行貯蓄預り金規則

- 一 凡て當銀行によりて貯蓄預け金を爲さんと欲する人ある時は老少男女に拘はらず此規則に遵て取扱ふべき事
- 一 貯蓄預け金を爲さんと欲する人は壹日一度をの金高は五錢以上幾許にても勝手に持參し預くるを得べし
- 一 但金高五百圓以上に至る時は別ニ至便法を設け本人との協議に依て預くるを得べし
- 一 毎歲兩度六月に利息の決算をなし元金に組入べし
- 一 此預け金は所謂日懸月懸の如く常に心掛け少數を積て多額に及ぼし之を後來興産の資に供し又は災害凶荒等の豫備となし一家の資産外に備ふるものなれば僱夫僕婢に至る其傭主より受得る處の賞金或は引手物等の類



又ハ毎日月所得高の幾分を蓄積して後年自活の目的を達する爲めにも實に緊用の法なりとす依て一時に多額の預け金を要せざるものとす

一 預け金をなす人には最初通帳を渡すべし此通帳には凡そ積り金額及擔務役員の姓名印鑑本行社印等捺印して渡さ置くべし

一 預け金を爲さんと欲する人は當本店又は各支店各出張所は勿論本行貯蓄金取扱所に持参すべし繼て取扱所に於ては此規則の手續を経て各人の望みに任すべし

一 受取戻しは總て本人自身に限り拂ひ渡すべし雖も止むを得ざる時は其代理人に委任狀を齎らすべし故に眞一本人の委任狀を認むる能はざる場合あるに於ては其理由を詳記し其所在の戸長に奥書を乞ひ豫て渡し置く

所の通帳と併せ持参すべし

但預け金を爲すものは各預り金取扱所に於て印鑑用紙を乞ひ式の如く認め差出し置くべし

一 毎年兩度一月には必き通帳を其地方取扱所に差出すべし然るときは通帳の金高突合せの上利足を記入し相渡すべし

一 預け人改名あるか又は轉籍する節は其趣を其地方取扱所に申出認め換へを請ふべし且轉籍の都合により其取扱所を換ゆるは本人の適宜に任すべしと雖も甲より乙に引換すの手續を経ざるべからず

一 通帳を紛失し又は焼失するときは速に其理由を其取扱所に申出づべし儘成證據あるものは更に通帳を製し從前預る處の金額を登記し渡すべし



一此預け金を爲すものは可成丈け同志教育救助貯蓄仲間に  
 講中の類を云ふ社の申合せにより各人集合して預け金を  
 爲すを要す是れ在村僻隅の地に於ては甚だ取扱の手續  
 上不便且損失あればなり故に該社中頭取又は年行事世  
 話人社長等重立たるものある時は總て社則又は申合書  
 を添て申し込むべし然る上は本行及出張取扱所於ては  
 其向に依て取扱ふべし尤該名主等世話人頭取の交代ある  
 か規則の改正ある時は其都度申出で取扱所の承認を請  
 け置くべし

一預け金を爲す人は總て此規則を了解したるものに限る  
 べきに付若し手続きを過り夫れが爲に生きたる損害は  
 總て取扱所の關らざるものとす

一預け金全額又は其内の幾分を受戻す時は別に請取證書

を認め印紙貼用の上差出すべし然る時は該通帳に内渡  
 しを爲したる金高を記載し拂ひ渡すべし尤全額拂渡濟  
 の分は通帳を本社に還附するものとす

一利息は年八銭(則百圓を預くるものは満壹年に付金八圓)  
 の割合たるべし

一利息計算法は上十五日に預かるものは半月下十五日に  
 預かるものは翌月一日より利子を附すべし

一預け金の受戻しを要するときは本人の望みに任せ何時  
 にても返附すべし而して其利息は前條に反對して渡方  
 を爲すべし

一各所預り金調査の爲め時として本行役員巡迴して通  
 帳の金額を本行の原簿に引合することあるべし  
 一此預り金をなす場所地名等は左の如し



北巨摩郡	韭崎驛	出張所
同	安都見村	細田文藏
同	安都那村	清水則重
同	江草村	農産社出張所
同	鳳來村	教農社
同	圓野村	農産社出張所
中巨摩郡	増穂村	拾圓社
同	玉橋村	新海幸五郎
同	龍王村	出張所
南巨摩郡	鵜澤村	出張所
同	睦合村	殖産社
西山梨郡	甲府	本店
東山梨郡	平等村	出張所

六

同	日川村	興商社
東八代郡	御代咲村	弘農社
同	南八代村	興商社出張所
同	石和村	出張所
西八代郡	市川大門村	出張所
北都留郡	猿橋	出張所
南都留郡	谷村	出張所
東	京富澤町	支店

右之通に候事

七



編輯并出版人  
明治十三年十二月廿五日御届  
同 年同 月廿八日出版

明治十三年十二月廿五日御届  
同 年同 月廿八日出版

編輯并出版人

山梨縣平民

栗原信近

西山梨郡錦町  
十番地住

不販賣



同興號出主人

同興號

同興號

同

同興號出主人

同興號出主人



